

新旧対照表

○租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則

新	旧
<p><u>租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の4第2項及び第17項の規定に基づく認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項、第25条の4第2項及び第17項並びに第38条の4第24項の規定に基づく認定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 <u>租税特別措置法施行令（以下「政令」という。）第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定に基づく認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第31条の2第2項第12号又は法第62条の3第4項第12号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業（以下「特定の民間再開発事業」という。）の施行される土地の区域（以下「特定の民間再開発事業施行地区」という。）内の土地について、特定の民間再開発事業認定を受けようとする者以外に所有権又は地上権若しくは賃借権（以下「借地権」という。）を有する者がある場合には、これらの者の当該特定の民間再開発事業についての同意書</u></p> <p>(2) <u>特定の民間再開発事業施行地区内の土地及び建物の登記事項証明書（当該土地に登記のない借地権がある場合には、借地権設定契約書その他当該借地権の存在を証する書面を含む。）</u></p> <p>(3) <u>特定の民間再開発事業施行地区の付近見取図（方位、道路、目標となる建物等を明示したもの）</u></p> <p>(4) <u>特定の民間再開発事業施行地区内の建物及び構築物の位置及び規模並びに当該建物及び構築物の敷地を記載した図面（縮尺1,000分の1以上のもの）</u></p> <p>(5) <u>特定の民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準</u></p>

新	旧
	<p>法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又は同法第18条第3項の規定による確認済証の写し</p> <p>(6) 特定の民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物の配置図及び各階平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）</p> <p>(7) 特定の民間再開発事業施行地区内にある都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる地区施設をいう。）の用に供される土地（本事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条第1項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面（縮尺2,500分の1以上のもの）</p> <p>ア 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区 同条第2項第1号イに掲げる地区施設又は同条第5項第1号に規定する施設</p> <p>イ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設</p> <p>ウ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設）</p> <p>(8) 特定の民間再開発事業施行地区が認定集約都市開発事業計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第12条に規定する認定集約都市開発事業計画をいう。以下同じ。）の区域内である場合には、当該認定集約都市開発事業計画に係る次に掲げる図書</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第3条又は第7条に規定する申請書の写し及び同令第5条第2項（同令第8条において準用する場合を含む。）に規定する通知書の写し</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定する集約都市開発事業が政令第20条の2第15項第5号イに規定する社会資本整備総合</p>

新	旧
<p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p><u>第2条 租税特別措置法施行令</u> (以下「政令」という。) <u>第25条の4第2項</u>の規定に基づく認定 (以下「特定民間再開発事業認定」という。) を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書 (<u>第1号様式</u>) を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>租税特別措置法</u> (<u>昭和32年法律第26号</u>。以下「法」という。) <u>第37条の5第1項の表の第1号の上欄</u>に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業 (以下「特定民間再開発事業」という。) の施行される土地の区域 (以下「特定民間再開発事業施行地区」という。) 内の土地について、特定民間再開発事業認定を受けようとする者以外に所有権又は<u>地上権若しくは賃借権</u> (以下「借地権」という。) を有する者がある場合には、これらの者の当該特定民間再開発事業についての同意書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準法 (<u>昭和25年法律第201号</u>) <u>第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又は同法第18条第3項の規定による確認済証の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 特定民間再開発事業施行地区内にある都市施設 (<u>都市計画法</u> (<u>昭和43年法律第100号</u>) <u>第4条第6項</u>に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる地区施設をいう。) の用に供される土地 (本事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、都市計画施設又は当該区</p>	<p>交付金の交付を受けて行われるものであることを証する書類</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類</p> <p>3 <u>特定の民間再開発事業が都市再開発法</u> (<u>昭和44年法律第38号</u>) <u>第129条の6</u>に規定する認定再開発事業計画に基づく同法第129条の2第1項に規定する再開発事業 (以下「認定再開発事業」という。) である場合には、第1項の申請書には、前項第5号及び第9号に掲げる図書並びに知事の当該認定再開発事業につき同条第1項に規定する再開発事業計画の同法第129条の4の認定 (同法第129条の5第1項の認定を含む。) をしたことを証する書類の写し及び同法第129条の6に規定する認定再開発事業計画の写し (<u>都市再開発法施行規則</u> (<u>昭和44年建設省令第54号</u>) <u>第37条の10</u>に掲げる図書の写しを含む。) を添付しなければならない。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p><u>第3条 政令第25条の4第2項</u>の規定に基づく認定 (以下「特定民間再開発事業認定」という。) を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書 (<u>第2号様式</u>) を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>法</u>第37条の5第1項の表の第1号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業 (以下「特定民間再開発事業」という。) の施行される土地の区域 (以下「特定民間再開発事業施行地区」という。) 内の土地について、特定民間再開発事業認定を受けようとする者以外に所有権又は<u>借地権</u>を有する者がある場合には、これらの者の当該特定民間再開発事業についての同意書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又は同法第18条第3項の規定による確認済証の写し</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 特定民間再開発事業施行地区内にある都市施設 (<u>都市計画法</u>第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる地区施設をいう。) の用に供される土地 (本事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ</p>

新	旧
<p>域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地) 又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条第1項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面(縮尺2,500分の1以上のもの)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設</p> <p>ウ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設)</p> <p>(8) 特定民間再開発事業施行地区が認定集約都市開発事業計画(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第12条に規定する認定集約都市開発事業計画をいう。以下同じ。)の区域内である場合には、当該認定集約都市開発事業計画に係る次に掲げる図書</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第3条又は第7条に規定する申請書の写し及び同令第5条第2項(同令第8条において準用する場合を含む。)に規定する通知書の写し</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定する集約都市開発事業が政令第25条の4第2項第1号に規定する社会資本整備総合交付金の交付を受けて行われるものであることを証する書類</p> <p>(9) (略)</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第3条 政令第25条の4第17項の規定に基づく認定(以下「地区外転出事情認定」という。)を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第1号様式(第2条関係) (略)</p> <p>第2号様式(第3条関係) (略)</p>	<p>次に定める施設の用に供される土地) 又は建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面(縮尺2,500分の1以上のもの)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設</p> <p>ウ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設)</p> <p>(8) 特定民間再開発事業施行地区が認定集約都市開発事業計画の区域内である場合には、当該認定集約都市開発事業計画に係る次に掲げる図書</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第3条又は第7条に規定する申請書の写し及び同令第5条第2項(同令第8条において準用する場合を含む。)に規定する通知書の写し</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定する集約都市開発事業が政令第20条の2第15項第5号イに規定する社会資本整備総合交付金の交付を受けて行われるものであることを証する書類</p> <p>(9) (略)</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第4条 政令第25条の4第17項の規定に基づく認定(以下「地区外転出事情認定」という。)を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第1号様式(第2条関係) →別紙</p> <p>第2号様式(第3条関係) (略)</p> <p>第3号様式(第4条関係) (略)</p>



第1号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

特定の民間再開発事業認定申請書

年 月 日  
神奈川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあつては、所在地、  
名称及び代表者の氏名)

租税特別措置法施行令第20条の2第14項（第38条の4第24項）の規定に基づき、特定の民間再開発事業認定を申請します。

特定の民間再開発事業施行地区	<p>1 所在地</p> <p>2 面積 <span style="float: right;">平方メートル</span></p> <p>3 用途地域</p>								
特定の民間再開発事業施行地区内の従前の土地及び建物の権利者及びその者の有する権利の内容	権利者		権 利 の 内 容						備  考
			土地所有権		借 地 権		建 物 所 有 権		
	氏名 又は 名称	住所 又は 所在地	権利の 目的と なつて いる土 地の所 在及び 地番	権利の 目的と なつて いる土 地の地 積（平 方メー トル）	権利の 目的と なつて いる土 地の所 在及び 地番	権利の 目的と なつて いる土 地の地 積（平 方メー トル）	権利の 目的と なつて いる家 屋の所 在	権利の 目的と なつて いる家 屋の家 屋番号	
事業の概要	<p>認定再開開発事業の当否 <u>（該当・非該当）</u></p> <p>認定年月日 年 月 日</p>								
	<p>認定集約都市開発事業の当否 <u>（該当・非該当）</u></p> <p>認定年月日 年 月 日</p>								
	<p>社会資本整備総合交付金の交付の当否 <u>（該当・非該当）</u></p>								
	<p>特定公共施設の整備：種類（ ）名称（ ）</p>								

中高層耐火建築物の概要	1 主たる用途 2 敷地面積 平方メートル 3 建築面積 平方メートル 4 建蔽率 パーセント 5 延べ面積 平方メートル 6 容積率 パーセント 7 構造 8 地上階数 9 確認済証の交付 年 月 日 第 号 年月日及び番号
都市計画施設等の用地の概要	1 名称 2 面積 平方メートル
建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の概要	

備考 特定の民間再開発事業施行地区内の従前の土地及び建物の権利者及びその者の有する権利の内容の欄については、権利者が多数であるときは、当該欄に記載することに代えて別紙に同一様式を作成して記載してください。